

多摩市国土強靱化地域計画

令和 8（2026）年 3 月 改定

【令和 3（2021）年 11 月 策定】



目次

1	計画改定の趣旨	1	3	脆弱性評価	6
	(1) 計画改定の趣旨	1		(1) 脆弱性評価とは	6
	(2) 近年の災害	2		(2) 自然災害の想定	6
				(3) リスクシナリオの設定	8
2	強靱化の基本的な考え方	4		(4) 脆弱性評価	9
	(1) 位置づけと強靱化を進めるための基本的な考え方	4	4	強靱化に向けた取組み	10
	(2) 計画期間	4		(1) 施策分野の設定	10
	(3) 強靱化における推進目標	5		(2) 施策分野ごとの強靱化に向けた取組み	10
				(3) 計画の推進	15
				別表 脆弱性評価結果	16

1 計画改定の趣旨

(1) 計画改定の趣旨

我が国は、東日本大震災において、未曾有の大災害を経験しました。この教訓を踏まえ、国土強靱化基本法[※]が制定されました。さらに令和5（2023）年6月には、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化基本法の改正が行われ、翌7月には国の国土強靱化基本計画も改定されました。

※強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）

国土強靱化基本法では基本理念において、「国土強靱化に関する施策の推進は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要」とし、地方公共団体の責務として、「国土強靱化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」としています。

東京都においても、様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京の防災上の弱点を明らかにした上で、弱点の克服に向けた事業を着実に進めていくための指針として、「東京都国土強靱化地域計画」を策定しています。

多摩市でも、令和3年11月に多摩市国土強靱化地域計画を策定し、各種の施策を進めてきたところです。

また、令和6年3月には、令和5年6月の国土強靱化基本法の改正及び同年7月の国土強靱化基本計画の改定並びに令和5年11月の第六次多摩市総合計画の策定を踏まえ、改定しました。

その後、令和7年8月には、令和6年能登半島地震や内閣府の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定を踏まえ、多摩市地域防災計画が改定されました。

本改定は、当該計画の改定を踏まえ、「地球沸騰化」の中で懸念される豪雨等による土砂災害や洪水、首都直下地震等の巨大地震の発生などを想定し、今後も国土強靱化施策をより着実に推進するため、改定するものです。

▼国土強靱化ってなに？▼

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な取組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進することです。

(2) 近年の災害

ア 地震

大正 12 (1923) 年に発生した関東大震災から 100 年が経過し、近年で多摩市が被災した地震で最も大きいものは、平成 23 (2011) 年の東日本大震災となります。

東日本大震災は、多摩市で「震度 5 弱」の揺れを記録し、火災 1 件のほか、建物に亀裂が入る、塀が崩壊するなどの被害が発生しました。このほかにも、公共交通機関が運行を停止し、聖蹟桜ヶ丘、多摩センター、永山駅周辺で多くの帰宅困難者が発生しました。また、電力供給設備の被害や福島第一原子力発電所事故に伴う電力供給低下により、電力危機が発生し、輪番による計画停電が実施されました。



▲ 帰宅困難者を受け入れた永山公民館



▲ 計画停電中の聖蹟桜ヶ丘駅周辺

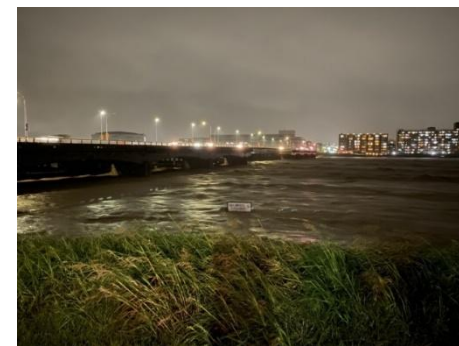
イ 風水害

近年の風水害については、「令和元年房総半島台風」「令和元年東日本台風」「令和 2 年 7 月豪雨」など、被害が激甚化する傾向にあります。

特に、「令和元年東日本台風」では、日降水量 329.5 mm (多摩市役所屋上) の記録的な大雨となり、多摩市で初となる大雨特別警報が発表されました。この「令和元年東日本台風」における、多摩市の被災状況は激甚災害として指定され、災害救助法の適用を受けることとなりました。



▲ 避難所となった総合体育館



▲ 水位が上昇した多摩川 (関戸橋)

ウ 雪害

平成 26 (2014) 年 2 月 8 日の大雪に続き、2 月 14 日に降りはじめた雪は、前線を伴った低気圧が発達しながら本州の南岸を東北東に進み、15 日未明から昼過ぎにかけて関東地方を通過したことにより、関東甲信地方では、2 週連続で記録的な大雪となりました。関東地方のほぼ全域で大雪警報が発表され、自然の脅威を改めて認識させられるものとなりました。

降雪後も除雪した雪や除雪しきれない雪が車道上・歩道上に残り、交通機能が麻痺したほか、家屋では、雪の重みにより屋根や雨どい、カーポートが破損するなど、市民生活に大きな影響を与えました。

2 強靱化の基本的な考え方

(1) 位置づけと強靱化を進めるための基本的な考え方

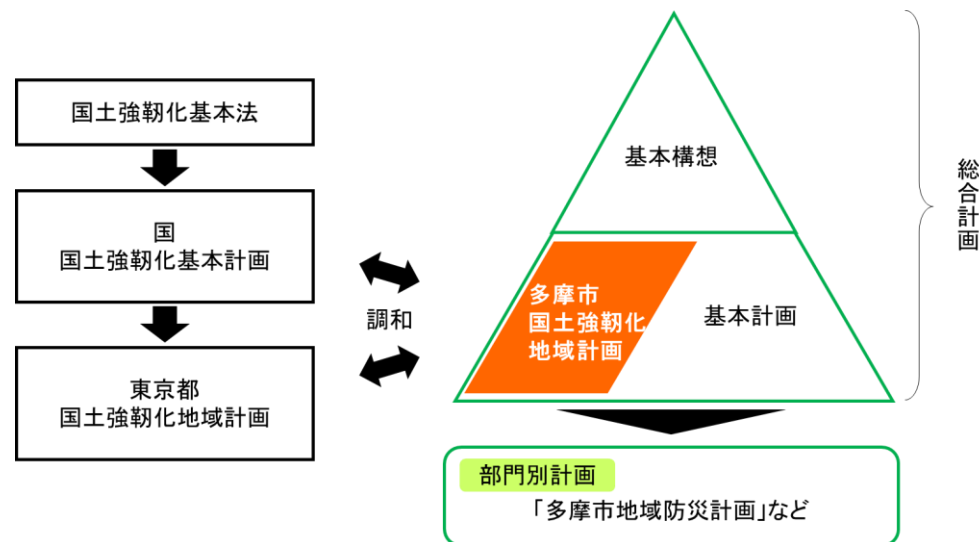
令和5年11月に策定した第六次多摩市総合計画では、分野横断的に取り組むべき重点テーマのひとつである「活力・にぎわいの創出」への取組み方針において、以下の強靱化のための4つの基本的な考え方を示しています。

いかなる災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② まちの重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にすること
- ④ 迅速に復旧・復興すること

国土強靱化は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。

本計画は、上記の基本的な考え方のもと、強靱化における推進目標の設定や脆弱性評価等を通じ、第六次多摩市総合計画と一体的に強靱化に向けた施策・取組みを定めることで、国土強靱化基本法第13条に基づく多摩市における国土強靱化にかかる各個別計画の指針とするものです。



(2) 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。

(3) 強靱化における推進目標

「強靱化を進めるための基本的な考え方」を基に、国の基本計画及び東京都の地域計画との整合・調和を保ちつつ、事前に備えるべき6つの推進目標を設定します。

これにより、あらゆる大規模自然災害に対するリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定し、国土強靱化における6つの推進目標の達成に向けて取り組むべき施策を整理します。

- 目標1 人命の保護が最大限図られる
- 目標2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者の関連死を最大限防ぐ
- 目標3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 目標5 情報通信サービス、電気、ガス、上下水道等の被害を最小限に留めるとともに、これらの早期復旧を図る
- 目標6 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

▼推進目標はどこが変わったの？▼

令和5年7月の国の国土強靱化基本計画の改定に併せて、8つの推進目標を以下の通り6つに整理しました。

目標1	人命の保護が最大限図られる
目標2	救助・救急・医療活動が迅速に行われる
目標3	必要不可欠な行政機能を確保する
目標4	必要不可欠な情報通信機能を確保する
目標5	経済活動を機能不全に陥らせない
目標6	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
目標7	制御不能な二次災害を発生させない
目標8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

目標4と目標6を統合

目標7は、目標4・目標5にそれぞれに要素を反映

目標1	人命の保護が最大限図られる
目標2	救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者の関連死を最大限防ぐ
目標3	必要不可欠な行政機能を確保する
目標4	経済活動を機能不全に陥らせない
目標5	情報通信サービス、電気、ガス、上下水道等の被害を最小限に留めるとともに、これらの早期復旧を図る
目標6	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価とは

「強靱化の基本的な考え方」で掲げた4つの基本的な考え方と6つの推進目標を達成するため、その妨げとなるリスクシナリオごとに脆弱性を評価します。

(2) 自然災害の想定

多摩市におけるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定するにあたり、「多摩市地域防災計画」における被害想定を踏まえた自然災害を想定します。

〔地震〕

令和4（2022）年5月に東京都防災会議において決定された「首都直下地震等による東京の被害想定」により想定されている「都心南部直下地震」「多摩東部直下地震」「大正関東地震」「立川断層帯地震」を想定地震とします。

【想定地震】

※Mとは、マグニチュードの意味である。（以下同じ）

項目	内容			
想定地震	都心南部 直下地震	多摩東部 直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
規模	M7.3		M8 クラス	M7.4
震源	東京都 23 区 南部	東京都多摩 地域	神奈川県西部	東京都多摩 地域
震源の深さ	約 49km	約 45km	約 11 km	約 17 km
発生確率	今後 30 年以内 70% (南関東地域における M7 クラス の確率)		今後 30 年以内 0~6% (180 年から 590 年の発生 間隔)	今後 30 年以内 0.5~2%

〔風水害（土砂災害、浸水害等）〕

近年、多摩市では、「令和元年東日本台風」などで被害が発生したところですが、これらの災害よりも更に甚大な被害が発生することが危惧されていることから、「想定しうる最大規模の降雨」による被害を水害の想定とします。

管理主体	対象河川等	想定規模	想定
国土交通省	多摩川・浅川・大栗川	想定し得る 最大規模	多摩川流域の 48時間総雨量：588 mm
東京都	大栗川・乞田川		大栗川流域の 総雨量：690 mm 時間最大雨量：153 mm
多摩市	内水氾濫（雨水出水）		総雨量：690 mm 時間最大雨量：153 mm

また、風害については、千葉県を中心に甚大な被害をもたらした「令和元年房総半島台風（台風第15号）」を想定とします。

〔火山災害〕

平成16（2004）年6月に、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を火山災害の想定とします。

▼コラム 武力攻撃等への対処は？▼

市は、武力攻撃事態等において、他の機関と連携協力し、市民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するため「多摩市国民保護計画」を策定しています。自然災害以外への対応については「多摩市国民保護計画」に対応を定めています。

(3) リスクシナリオの設定

想定される大規模自然災害を踏まえ、6つの推進目標に対するリスクシナリオを30設定します。

強靱化における推進目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
目標1 人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・建物・交通施設等複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	河川の氾濫、内水氾濫（雨水出水）等による市街地等の大規模な浸水
	1-4	インフラ施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生
	1-5	大規模な自然災害等による多数の死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
目標2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者の関連死を最大限防ぐ	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生と混乱
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足や被災、支援ルートの途絶やエネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5	感染症まん延下における災害の発生や被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	健康への配慮が不足した避難生活による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
目標3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、地域の混乱
	3-2	市職員・庁舎・施設等の被災による行政機能及び災害対応能力の大幅な低下

目標4 経済活動を機能不全に陥 らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	4-2	有害物質の大規模拡散・流出
	4-3	食糧等の安定供給の停滞
	4-4	農地・公園・緑地等の荒廃
目標5 情報通信サービス、電気、 ガス、上下水道等の被害 を最小限に留めるととも に、これらの早期復旧を 図る	5-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止とそれに伴う情報収集・伝達機能の大幅な低下
	5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給・石油・LPガスのサプライチェーン機能の停止
	5-3	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーン維持への甚大な影響
	5-4	上下水道等の長期間にわたる供給・機能の停止
	5-5	交通ネットワークの機能停止
目標6 地域社会・経済が迅速に 再建・回復できる条件を 整備する	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2	復旧・復興を支える人材等（専門家、ボランティア、技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる 事態
	6-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-4	災害による地形の変化により土地の境界が不明瞭になり、復旧・復興が大幅に遅れる事態

（４）脆弱性評価

30 のリスクシナリオごとに、これを回避するための取組みを整理します。個別の評価結果は、巻末別表に記載します。
なお、別表中の国・東京都で推進する事業名に変更があった場合には、事業名を読み替えて運用するものとします。

4 強靱化に向けた取組み

(1) 施策分野の設定

強靱化に向けた取り組むべき施策を整理するために、「第六次多摩市総合計画」に掲げた6つの目指すまちの姿ごとに、施策分野を設定します。

「第六次多摩市総合計画」の施策分野（分野別の目指すまちの姿）	
1	子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち
2	支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまち
3	地域で学び合い、活動し、交流しているまち
4	みんながいきいきと働き、集い、活気と魅力あふれるまち
5	みんなが安心して快適に住み続けられるまち
6	地球にやさしく、水とみどりとくらしが調和したまち

(2) 施策ごとの強靱化に向けた取組み

脆弱性評価に基づき、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するための取組みについて「第六次多摩市総合計画」の施策ごとに取りまとめます。

取りまとめた表は、次ページ以降に記載します。

■施策ごとの強靱化に向けた取組み（政策A～C）

強靱化における推進目標		1						2						3		
		人命の保護が最大限図られる						救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者の関連死を最大限防く						必要不可欠な行政機能を確保する		
リスクシナリオ		1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	3-1	3-2	
目指すまちの姿	政策 施策分野	リスクシナリオ	住宅・建物・交通施設等複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	河川の氾濫、内水氾濫（雨水出水）等による市街地等の大規模な浸水	インフラ施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生	大規模な自然災害等による多数の死傷者の発生	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	想定を超える大量の帰宅困難者の発生と混乱	医療施設及び関係者の絶対的不足や被災、支援ルートや被災地における供給の途絶による医療機能の麻痺	感染症まん延下における災害の発生や被災地における疫病・感染症等の大規模発生	健康への配慮が不足した避難生活による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、地域の混乱	市職員・庁舎・施設等の被災による行政機能及び災害対応能力の大幅な低下
			子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち													
政策A 子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち の実現																
			●	●												
			●	●												
			●	●							●	●	●		●	
														●		
支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまち																
政策B 支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまち の実現																
				●					●	●		●	●	●	●	
				●				●	●	●			●	●	●	
				●				●	●			●	●	●	●	
				●				●	●			●	●	●	●	
地域で学び合い、活動し、交流しているまち																
政策C 地域で学び合い、活動し、交流しているまち の実現																
								●						●	●	
			●	●								●		●	●	
			●	●												
			●	●								●				
			●	●												

強靱化における推進目標		4				5					6			
		経済活動を機能不全に陥らせない				情報通信サービス、電気、ガス、上下水道等の被害を最小限に留めるとともに、これらの早期復旧を図る					地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する			
リスクシナリオ		4-1	4-2	4-3	4-4	5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	6-1	6-2	6-3	6-4
目指すま ちの姿	政策	リスクシナリオ												
	施策分野	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	有害物質の大規模拡散・流出	食料等の安定供給の停滞	農地・公園・緑地等の荒廃による被害の拡大	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止とそれに伴う情報収集・伝達機能の大幅な低下	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給・石油・LPガスのサプライチェーン維持への甚大な影響	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーン維持への甚大な影響	上下水道等の長期間にわたる供給・機能の停止	交通ネットワークの機能停止	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事象	復旧・復興を担う人材（専門家、ボランティア、技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事象	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事象	災害による地形の変化により土地の境界が不明瞭になり、復旧・復興が大幅に遅れる事象
子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち														
政策A 子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち の実現														
	施策1 子どもの健やかな成長への支援						●		●				●	
	施策2 子育て家庭への支援						●		●				●	
	施策3 子育て・子育てを育む地域づくり												●	
	施策4 子ども・若者に対する多角的な支援													
	施策5 児童・生徒の学びを支える環境づくり						●		●				●	
	施策6 確かな学力を育む教育の推進													
	施策7 豊かな心を育む教育の推進												●	
	施策8 健やかな体を育む教育の推進													
支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまち														
政策B 支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまち の実現														
	施策1 予防から医療まで健康づくりと健康を支えるネットワーク						●		●				●	
	施策2 誰もが健幸で暮らしやすい地域づくり											●	●	
	施策3 地域生活における高齢者支援											●	●	
	施策4 障がい者（児）が安心して暮らせるまちづくり												●	
地域で学び合い、活動し、交流しているまち														
政策C 地域で学び合い、活動し、交流しているまち の実現														
	施策1 平和の希求と人権の尊重・男女平等の推進												●	
	施策2 交流による多文化共生社会の醸成												●	
	施策3 多世代共生型のコミュニティづくりの推進								●	●	●		●	
	施策4 学びや学びあいからはじまる地域づくりの推進												●	
	施策5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実								●	●			●	
	施策6 スポーツを通じてつながり、笑顔になれるまちづくり												●	
	施策7 文化芸術が身近にあるまちづくりの推進												●	

■施策ごとの強靱化に向けた取組み（政策D～F）

強靱化における推進目標		1						2						3	
		人命の保護が最大限図られる						救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者の関連死を最大限防ぐ						必要不可欠な行政機能を確保する	
リスクシナリオ		1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	3-1	3-2
目指すまちの姿	政策分野	リスクシナリオ													
		住宅・建物・交通施設等複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	河川の氾濫、内水氾濫（雨水出水）等による市街地等の大規模な浸水	インフラ施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生	大規模な自然災害等による多数の死傷者の発生	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	想定を超える大量の帰宅困難者の発生と混乱	医療施設及び関係者の絶対的不足や被災、支援ルートや被災地における途絶やエネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	感染症まん延下における災害の発生や被災地における疫病・感染症等の大規模発生	健康への配慮が不足した避難生活による多数の被災者の健康への悪化・死・傷発生	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、地域の混乱	市職員・庁舎・施設等の被災による行政機能及び災害対応能力の大幅な低下
みんながいきいきと働き、集い、活気と魅力あふれるまち															
政策D みんながいきいきと働き、集い、活気と魅力あふれるまち の実現															
施策1 活力ある地域経済を支える産業の振興															
施策2 拠点地区活性化の推進		●	●										●	●	
施策3 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進															
施策4 農業者と市民が支える都市農業の推進															
みんなが安心して快適に住み続けられるまち															
政策E みんなが安心して快適に住み続けられるまち の実現															
施策1 次世代につながる都市づくりの推進		●	●	●	●	●			●	●	●	●			
施策2 安全で快適な道路環境整備		●	●	●	●	●			●	●	●				●
施策3 安全・安心で快適な市民生活を支える下水道			●	●	●	●	●					●	●		●
施策4 減災・防災体制のさらなる強化		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
施策5 暮らしの安全を守るまちづくりの推進															
施策6 良質な住宅ストックの確保と良好な居住環境の形成		●													
施策7 交通ネットワークの形成															
地球にやさしく、水とみどりとくらしが調和したまち															
政策F 地球にやさしく、水とみどりとくらしが調和したまち の実現															
施策1 スマートエネルギー社会の構築															
施策2 自然環境・都市環境の保全と創出				●	●	●					●				
施策3 資源循環社会の構築															
施策4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成															

強化における推進目標		4				5					6			
		経済活動を機能不全に陥らせない				情報通信サービス、電気、ガス、上下水道等の被害を最小限に留めるとともに、これらの早期復旧を図る					地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する			
リスクシナリオ		4-1	4-2	4-3	4-4	5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	6-1	6-2	6-3	6-4
目指すまちの姿	政策	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	有害物質の大規模拡散・流出	食料等の安定供給の停滞	農地・公園・緑地等の荒廃による被害の拡大	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止とそれに伴う情報収集・伝達機能の大幅な低下	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給・石油・LPガスのサプライチェーン維持への甚大な影響	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーン維持への甚大な影響	上下水道等の長期間にわたる供給・機能の停止	交通ネットワークの機能停止	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	復旧・復興を担う人材（専門家、ボランティア、技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害による地形の変化により土地の境界が不明瞭になり、復旧・復興が大幅に遅れる事態
みんながいきいきと働き、集い、活気と魅力あふれるまち														
政策D みんながいきいきと働き、集い、活気と魅力あふれるまち の実現														
	施策1 活力ある地域経済を支える産業の振興	●						●		●		●	●	
	施策2 拠点地区活性化の推進													
	施策3 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進											●		
	施策4 農業者と市民が支える都市農業の推進				●									
みんなが安心して快適に住み続けられるまち														
政策E みんなが安心して快適に住み続けられるまち の実現														
	施策1 次世代につながる都市づくりの推進		●							●		●	●	●
	施策2 安全で快適な道路環境整備	●	●	●			●			●	●			
	施策3 安全・安心で快適な市民生活を支える下水道							●	●	●				
	施策4 減災・防災体制のさらなる強化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	施策5 暮らしの安全を守るまちづくりの推進												●	
	施策6 良質な住宅ストックの確保と良好な居住環境の形成													
	施策7 交通ネットワークの形成			●						●				
地球にやさしく、水とみどりくらしが調和したまち														
政策F 地球にやさしく、水とみどりくらしが調和したまち の実現														
	施策1 スマートエネルギー社会の構築							●						
	施策2 自然環境・都市環境の保全と創出		●		●		●			●				
	施策3 資源循環社会の構築										●			
	施策4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成											●	●	

(3) 計画の推進

本計画の推進にあたっては、目標（指標）を持って取り組むよう努め、強靱化に向けた推進目標の進捗状況を把握・検証することによりPDCAサイクルを実践し、進行管理を行います。

ア 推進目標の進行管理

推進目標の進行管理及び評価は「第六次多摩市総合計画」の施策評価と合わせて行います。

イ 取組みの重点化（優先順位づけ）

限られた財源の中で、効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、取組みの重点化を図りながら進めます。重点化にあたっては、緊急性や重大性などを検討し、国の支援制度を効果的に活用しながら決定していきます。

別表 脆弱性評価結果

目標1 人命の保護が最大限図られる	
1-1	住宅・建物・交通施設等複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
○ 住宅・建築物・沿道の不燃化と消防活動困難区域の解消 道路・河川・鉄道、公園等の有する延焼遮断機能を強化するための施策を総合的に推進する必要がある。	
○ 民間建築物の耐震化 特定緊急輸送道路沿道建築物、個人が所有する木造住宅、分譲マンションなどの民間建築物の耐震診断や耐震改修を実施する場合に、その費用の一部を助成するための制度を周知し、民間建築物の耐震診断と耐震改修を促進する。 民間建築物の耐震診断については、建築物の所有者が行うことが原則であるが、東京都、国の示す指針に基づき、民間建築物所有者に対し、耐震診断の必要性のPR、耐震改修による税制優遇措置等建築物の安全確保に関し普及・啓発を行う必要がある。 民間建築物の耐震化を進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物防災力緊急促進事業を推進する。	
○ 分譲マンションの耐震化 分譲マンションについて、管理組合が実施する耐震化に係る耐震診断、補強設計、耐震改修等に要する費用の一部を助成する制度の普及・啓発を進め、耐震化を促進する必要がある。 個別訪問等による耐震化の意識啓発、促進に努めるとともに、優良建築物等整備事業等により、建替え型あるいは、防災対策改修等を含めたストック活用型の団地・マンションの再生を進める必要がある。 分譲マンションの耐震化を進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物防災力緊急促進事業を推進する。	
○ 市営住宅の長寿命化 市営住宅については、新耐震基準で建てられており、耐震性に問題はないが、「第二次多摩市営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な維持・管理や予防保全を行うことで長寿命化を推進し、災害に強いまちづくりに寄与するため、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。	

○ がけ・よう壁、道幅の狭い道路沿いのブロック塀等の安全対策

がけ・よう壁、道幅の狭い道路沿いのブロック塀等は、地震時の倒壊により人的被害の原因となる可能性があるとともに、避難や救助活動の妨げとなることも考えられる。このため、多摩市は、ブロック塀等の所有者に対し、定期点検の実施、改修、その他安全化措置の必要性についてPRに努め、対策実施を促進していく必要がある。

がけ・よう壁、道幅の狭い道路沿いのブロック塀等の安全対策を進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。

○ 学校施設の老朽化対策

児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には命を守り、また、避難所となる学校施設について、老朽化対策や防災機能強化等を行う必要がある。

○ 空き家対策の推進

地震発災時に空き家の倒壊による道路の閉塞や、火災発生などを防止するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を行うなど、空き家対策事業を推進する必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

○ エレベーターの閉じ込め防止対策

市有施設のエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進める必要がある。特に、避難者や要配慮者を収容する施設、多数の人が利用する市大規模集客施設等を優先する。その他、国の進める住宅・建築物安全ストック形成事業を推進するとともに東京都の対策に準じてエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進する必要がある。

○ 社会福祉施設等の耐震化

高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者が多数利用する公立社会福祉施設の管理者は、施設の耐震診断・耐震補強工事を計画的に行う必要がある。

民間福祉施設についても、同様の措置を講ずるよう要請していく必要がある。

○ 保育所等施設の大規模改修等

「多摩市子ども・若者・子育てプラン～第1期多摩市こども計画／第3期多摩市子ども・子育て支援事業計画～（計画期間：令和7年度～令和11年度）」に基づき、子ども等の安心・安全の確保のため、施設の老朽化が進んだ保育所等施設の中から改修優先施設を選定し、集中的に施設改修を行う必要がある。

具体的には、令和6・7年度にこころ保育園の大規模改修等を実施する予定である。

それ以降の保育所等施設の大規模改修施設については、施設の建築年数や老朽化の状況に応じて、事業者と調整のうえ選定を行っていく必要がある。

○ 防火水槽の設置促進

開発行為を行う事業者に対して、多摩市街づくり指導基準に基づき、必要に応じて防火水槽の設置を行うよう指導する必要がある。

また、設置から長期間が経過している市が設置した防火水槽に対し、適切な対応を行う必要がある。

○ 消防団体制の充実

消防団体制の充実を図るため、消防団器具置場の公有地化・耐震化や消防ポンプ車の更新、消防用資器材、救助用資器材等の配備を進めるとともに、団員の確保、資質の向上が必要である。

1-3 河川の氾濫、内水氾濫（雨水出水）等による市街地等の大規模な浸水

○ 水路と公共下水道（雨水）の整備

多摩市全域で1時間あたり 50 mmの降雨に対応できる雨水排水施設を整備しているが、より排水機能の向上を図るため、市道の拡幅整備に合わせて雨水排水施設の更新を図る必要がある。

また、今後策定する市の治水対策方針（雨水管理総合計画）等において、1時間あたり 50mm を超える降雨への対策が必要と定めた地域については、その対策を行う必要がある。

○ 治水対策の推進

国は、多摩川水系整備計画で、最大規模の洪水を安全に流すことを目標として河川整備を進めており、東京都は1時間あたり 50mm の降雨に対応できるように整備を進めている。多摩市は、洪水による災害を防止するため、国や東京都と連携し治水対策に取り組んでいく必要がある。

○ 雨水流出抑制施策の推進

国の流域治水への転換を踏まえ、東京都豪雨対策基本方針等に基づき、官民一体となって雨水の貯留浸透に向けた取組みを行う必要がある。

○ 公園緑地等の適切な維持管理 公園緑地等は、豪雨時における雨水の流出抑制や土砂流出の防備などの機能を果たしており、こうした緑地等の機能保全のため、維持管理に努める必要がある。 公園や緑地などのみどりや自然環境が有する機能を活用したグリーンインフラを推進していく必要がある。
○ 下水道施設の安全化 多摩市上下水道耐震化計画に基づき、重要な下水道施設の耐震化を促進する必要がある。 被災支援ルート確保のため、車両等の通行に支障となる液状化によるマンホールの浮上を防止するため、必要なマンホールの耐震化を行う必要がある。 浸水の防止・浸水被害の軽減・浸水からの早期復旧を目的としたハード・ソフト対策を検討・実施する必要がある。 下水道施設の計画的な維持更新を適切に実施し、健全性を持続させる必要がある。
○ 浸水想定区域の指定 浸水被害の発生する可能性のある地域を特定し、浸水深度、継続時間等を明らかにして、浸水対策を行う必要がある。

1-4	インフラ施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生
○ 水路と公共下水道（雨水）の整備 多摩市全域で1時間あたり 50 mmの降雨に対応できる雨水排水施設を整備しているが、より排水機能の向上を図るため、市道の拡幅整備に合わせて雨水排水施設の更新を図る必要がある。 また、今後策定する市の治水対策方針（雨水管理総合計画）等において、1時間あたり 50mm を超える降雨への対策が必要と定めた地域については、その対策を行う必要がある。	
○ 河川整備の推進 国は、多摩川水系整備計画で、最大規模の洪水を安全に流すことを目標として河川整備を進めており、東京都は1時間あたり 50mm の降雨に対応できるように整備を進めている。多摩市は、洪水による災害を防止するため、国や東京都と連携し河川などの整備に取り組んでいく必要がある。	
○ 雨水流出抑制施策の推進 国の流域治水への転換を踏まえ、東京都豪雨対策基本方針等に基づき、官民一体となって雨水の貯留浸透に向けた取組みを行う必要がある。	

○ 公園緑地等の適切な維持管理

公園緑地等は、豪雨時における雨水の流出抑制や土砂流出の防備などの機能を果たしており、こうした緑地等の機能保全のため、維持管理に努める必要がある。

公園や緑地などのみどりや自然環境が有する機能を活用したグリーンインフラを推進していく必要がある。

○ 下水道施設の安全化

多摩市上下水道耐震化計画に基づき、重要な下水道施設の耐震化を促進する必要がある。

被災支援ルート確保のため、車両等の通行に支障となる液状化によるマンホールの浮上を防止するため、必要なマンホールの耐震化を行う必要がある。

浸水の防止・浸水被害の軽減・浸水からの早期復旧を目的としたハード・ソフト対策を検討・実施する必要がある。

下水道施設の計画的な維持更新を適切に実施し、健全性を持続させる必要がある。

1-5 大規模な自然災害等による多数の死傷者の発生

○ 避難所及び要配慮者関連施設の土砂災害対策

土砂災害により被害が想定される避難所及び要配慮者関連施設については、代替施設の確保や警戒避難体制の整備等のソフト対策とあわせ、必要に応じて土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策のハード対策の促進について東京都へ要請していく必要がある。

○ 造成地データベース等の情報共有

東京都と適宜情報共有を図り、造成地データベース等（造成地の位置図、開発行為が行われた年次、設計基準等）を活用し、これにより予防、応急対策等の基礎資料とする必要がある。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○ 防災行政無線の点検・拡充

防災行政無線の聴取状況調査等により、難聴区域の確認を行うとともに、屋外・屋内受信機設置による一斉無線放送システムとしての防災行政無線の点検・拡充を進める必要がある。

また、新庁舎建替を見据え、防災行政無線（本局）の機器更新等の対応が必要である。

○ 拡声器付車両・ハンドマイク等の整備

拡声器付車両、ハンドマイク、アンプ等広報活動用資器材の増強を図るとともに、市民・事業所・団体等所有の拡声器付車両その他広報活動用器材の運用についての体制整備を図る必要がある。

<p>○ 要配慮者や外国人への広報要員の確保</p> <p>職員への資格取得奨励、ボランティア団体等との連携等により、要配慮者や外国人に対して点字・手話・外国語など広報活動に必要な技術をもつ広報要員の確保を図る必要がある。</p>
<p>○ 災害時広報のスペシャリストの確保</p> <p>職員への資格取得奨励、防災ボランティア登録等により、災害広報紙の編集、広報車両等によるアナウンス業務等の技術をもつ広報要員の確保を図る必要がある。</p>
<p>○ 非常時における広報機能の整備</p> <p>災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報等をリアルタイムに提供する手段として、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、ケーブルテレビなどを活用するとともに、その他の手段について調査研究を行う必要がある。</p>
<p>○ 災害時の情報発信に関する民間との協力体制の確立</p> <p>災害時に市民等に迅速に情報を伝えることができるよう、必要な業者・団体等との協力体制の確立を進める必要がある。</p>
<p>○ 市民の防災意識の向上</p> <p>地震や風水害といった災害は、いつ、どこで発生するかわからないため、多摩市の避難勧告等を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。このため、日頃から避難先や危険箇所の周知、避難判断の目安や避難方法、多摩市の発令する避難勧告等について、ホームページ、防災情報メール、出前講座等、様々な手段や機会を捉えて、市民へ周知することで、市民自らの判断により自主的に避難することができるよう啓発を行う必要がある。</p> <p>また、小・中学生、高校生、大学生、子育て世代などの他、地域での活動に積極的でない「防災ライト層」を対象としたイベントの開催や啓発活動を推進する必要がある。</p>
<p>○ 浸水想定区域の周知</p> <p>浸水被害の発生する可能性のある地域を特定し、浸水深度、継続時間等を周知して、災害対策を行う必要がある。</p>
<p>○ 防災 DX 等、先進技術の活用</p> <p>個人番号（マイナンバー）の活用に対応した被災者生活再建支援システムの改修の検討と併せて、国のクラウド型被災者支援システムの導入について検討と避難所等における防災 DX を推進していく必要がある。</p>

目標2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者の関連死を最大限防ぐ	
2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
<p>○ 必要な資器材・物資等の備蓄</p> <p>小・中学校等を、災害時における市民への救援救護対策活動の拠点として整備し、防災倉庫の設置、初期救援対策及び避難所運営のために必要な資器材・物資等の備蓄を進める必要がある。</p> <p>また、緊急輸送道路沿いに一定規模の防災備蓄倉庫の建設を行う必要がある。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定避難者数に加えて、想定避難者数の20%を在宅避難者用として備蓄する。 ・ 3日分の食糧を多摩市単独で備蓄し、不足した場合には、東京都の寄託物資や民間企業との協定による流通品を調達する。 	
<p>○ 各家庭・事業所における備蓄の推進</p> <p>水、食糧、簡易トイレ、その他生活必需品等について、最低3日分、出来れば1週間分程度を各家庭・事業所（帰宅困難者発生抑制対策）において備蓄するよう啓発を図る必要がある。</p> <p>災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う必要がある。</p>	
<p>○ 自主防災組織等における備蓄の推進</p> <p>地域における水や食糧等の備蓄について、助成事業などの活用を推進し、地域ぐるみで備蓄体制の強化を図る必要がある。</p>	
<p>○ 民間事業者からの物資の調達・供給</p> <p>災害時における生鮮食品その他の食糧供給等物資の調達に関し、市内大規模小売店舗等との協力協定の締結の推進を図るほか、非常時の調達・供給方法等について、実施マニュアルを作成する必要がある。</p>	
<p>○ 災害関連死の抑制にも資する避難生活の環境改善</p> <p>災害関連死を抑制していくためには、避難者の健康管理のため、保健活動班による巡回健康相談等を円滑に行う必要がある。</p> <p>さらには、女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営体制（トイレ対策も含む）を構築する必要がある。</p> <p>自助・共助にくわえ、公助においても食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等を備蓄するとともに、調達体制を確保する必要がある。</p>	

2-2	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<p>○ 受援体制の整備</p> <p>広域かつ著しく大規模な震災の発生時において、他機関、他自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、平常時から物資や資器材等の供給などの受入体制、派遣職員宿泊所、集結拠点などの確保・指定等を行うことで受援体制の整備を図る必要がある。</p>	
<p>○ 消防団の救出救護活動能力の向上</p> <p>消防団は、消防署、多摩市、自主防災組織や地域住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。</p> <p>消防団の応急救護資器材（担架、救急カバン等）の増強、充実を図り、女性消防団員を中心とした応急手当普及員を養成するとともに、簡易救助器具等を整備し、地域住民に救出救護知識及び技術を習得させるための教育訓練や、資器材確保、器具置場の耐震化、団員の確保を行う必要がある。</p>	
<p>○ 市民の自主救出活動能力の向上</p> <p>消防、警察等の防災機関と連携し、防災訓練等を通じて、救出救助技術の市民への普及啓発を図っていく必要がある。</p> <p>災害時における多数の救急事象に対応するため、消防署及び消防団、災害時支援ボランティア等と連携して、市民への応急救護知識及び技術の普及啓発を推進するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を図る必要がある。</p> <p>災害時に1人でも多くの人命を救うためには、消防、警察等防災機関や多摩市による救助を待つまでの間も、自主防災組織等を中心とした地域住民の自主的な救出救助、救護活動が行われることが不可欠である。このため、多摩市は、自主防災組織に対し、救助資器材や防災用資器材の助成を行っており、必要に応じて助成品目の見直しを行っていく。また、あわせて、自主防災組織等を対象とした研修会等を開催し、地域住民による救出救助、救護能力の向上を図っていく必要がある。</p>	
<p>○ 民間団体・事業所等との応援協力体制の強化</p> <p>災害時に必要となる応急対策活動で、民間協力が必要又は有効な協定未締結事項を洗い出し、関係団体、事業所等に協定締結についての働きかけを行い、応援協力体制の拡充を図っていく必要がある。</p>	
2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生と混乱
<p>○ 一時滞在施設の確保</p> <p>帰宅困難者を、帰宅が可能になるまで収容するための一時滞在施設として、市施設の指定を進めるほか、駅周辺の事業者等への協力を働きかけて、受入可能な民間施設を確保し、市民・事業者等に周知する必要がある。</p> <p>くわえて、帰宅困難者の発生抑制対策として、事業所において備蓄するよう啓発を図る必要がある。</p>	

○ 駅周辺滞留者対策推進協議会の設置

大規模災害が発生した場合に駅周辺で予想される多数の滞留者について、その混乱防止を図るため、駅周辺事業者、鉄道事業者、警察署及び消防署等を構成員として「駅周辺混乱防止対策情報連絡会」を設置している。駅周辺地区等、不特定多数の人が集まる地域や災害が夜間に発生した場合の避難誘導を混乱無く行うため、本協議会と連携し、交通安全協会、自主防災組織等との協力体制確立を図り、その連携の強化に努める必要がある。

○ 情報拠点の設置

多摩市及び災害時駅周辺混乱防止対策情報連絡会は、災害関連情報等の提供を行うため、駅周辺滞留者に交通情報・一時滞在施設の開設情報等を提供する情報拠点の設置を円滑に行えるよう体制の整備を図る必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足や被災、支援ルートの途絶やエネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

○ 多摩市医師会・八南歯科医師会多摩支部・多摩市薬剤師会・柔道整復師会南多摩支部との連携の強化

防災訓練等の機会を通じて、市医師会・市歯科医会・市薬剤師会・柔道整復師会との連携を強化し、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図る必要がある。

○ 医療チーム派遣要請体制の整備

大規模災害時に迅速かつ円滑に救命処置等を実施するため、地域災害医療コーディネーターを通して医療チームを派遣要請する体制を整備する必要がある。

○ 他自治体等からの医療救援隊の拠点整備

災害薬事センターの運営方法等について、あらかじめ関係機関と協議し体制の整備を図る必要がある。

○ 災害時におけるエネルギーの確保

医療活動に係る重要な施設には、電力供給ネットワークの機能停止への備えとして、電気、都市ガス、LPガス、再生可能エネルギーのほか、災害時のみならず、通常時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステム等の自立分散型エネルギーの利用拡大など、様々なエネルギー源の特性等を踏まえた調査研究を行い、災害時における電源の自立化・多重化によるエネルギーの確保に向けた対策を講じていく必要がある。

○ 燃料事業者等との災害時協力体制の確立

災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、東京都石油業協同組合等と協定を締結している。協定の実効性を高めるため、平時における燃料のストック状況、連絡体制、燃料の搬送体制などの構築に努めるとともに、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を指定するなど災害対応力の強化を図る必要がある。

○ 駅周辺の災害医療体制の充実

災害発生時に、多数の負傷者や帰宅困難者の発生が想定される、人口・来街者の多い、中心市街地を含む駅周辺において、多数の傷病者や滞留者、帰宅困難者が発生することから、駅周辺の災害医療体制の充実が必要である。

○ 緊急道路障害物除去路線の指定・整備

東京都は、災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うため、「緊急自動車専用路、緊急交通路及び緊急輸送ネットワークの路線」を指定し、優先的な、整備及び災害時の応急補修、障害物除去を行うこととなっている。

多摩市は、東京都指定の路線に多摩市の防災活動上必要な路線を加えた路線を「緊急道路障害物除去路線」として指定しているが、多摩市で指定した路線についても、東京都指定に準ずる整備を行うよう、東京都に要請するとともに、沿道地域の不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑える必要がある。

○ 道路、公園、学校等の樹木の倒木の予防

暴風による倒木で、道路が通行不能になったり、電柱の倒壊や電線の断線が発生したりすることを防止するため、日常的な生育管理を適切に実施し、倒木の原因となる枯れ木や衰弱木などを除去する必要がある。

○ 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築

災害時においても交通や物流を確保し、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築する。

また、本庁舎をつなぐ緊急輸送道路（緊急道路障害物除去路線）の無電柱化等、災害時の機能強化に向けた取り組む。

○ 災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発

災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う必要がある。

2-5 感染症まん延下における災害の発生や被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○ 大規模災害時における作業実施計画の作成

大規模災害時には、感染症患者の発生等を予防するため、東京都と連携して、必要に応じた、防疫活動を行う必要がある。また、災害の種類及び状況によっては、有毒ガスや汚染水の流出等が発生する可能性もある。このため、災害時に発生する可能性があるこれらの事象について調査し、災害時に関する作業実施計画を作成していく必要がある。

○ 関係機関・民間事業者等との協力体制の整備

大規模災害時の広範囲にわたる防疫・衛生活動及び環境保全対策を迅速かつ効果的に実施するため、関係機関・民間関連業者・団体等に対し、災害時において人員、資器材等の確保等に関する応援・協力が得られるよう、必要に応じて協力協定を締結し、対策実施体制の整備を図る必要がある。

○ 防疫・衛生及び環境保全関係資器材の確保

災害時における防疫、衛生活動及び環境保全対策のための薬剤、装置、器材等の備蓄に努める必要がある。

市有の器材、備蓄では対応しきれない場合を想定し、東京都、他市町村及び民間業者からの調達による確保体制を構築する必要がある。

○ 感染症まん延下における災害の発生への対応要領の確立

感染症まん延下において災害が発生した際、避難所等における感染爆発を防止する対応要領を確立する必要がある。

2-6 健康への配慮が不足した避難生活による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○ 仮設トイレ等の備蓄・マンホールトイレの整備

大規模地震発生時の上下水道の破断等により、水洗トイレ等が使用できない場合に対応するため、災害時のトイレ対策に関する総合的な計画の策定を進め、仮設トイレ、要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）や、より取扱いが簡単な、簡易トイレ、携帯用トイレ等の備蓄を行うとともに、避難所や災害拠点などで応急給水栓からの給水等を利用するマンホールトイレの整備及び確保を計画的に行い、災害時のトイレ対策に万全を期していく必要がある。

○ 要配慮者用避難所（福祉避難所等）の確保

東京都をはじめ関係機関と連携し、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦及び乳幼児その他要配慮者用の避難所として、総合体育館、武道館、市内の福祉施設、老人保健施設、療養病床等及び他市町村所在の同様施設を確保するよう、必要な体制の整備を図る必要がある。

○ 避難生活が長期化した場合への備え

避難生活の長期化に備え、避難所生活環境を良好に保つため次のような対策を行う必要がある。

- ・ 共同利用する器具、場所等に関する生活ルールの確立
- ・ 冷暖房器具、洗濯機等の家電の確保
- ・ ごみ箱等の設置、仮設トイレの設置場所への配慮、入浴施設の確保等による良好な衛生状態の確保
- ・ 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等
- ・ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、避難者のホテル等への移動の検討等
- ・ 避難所生活等が長期化するときは、被災者の健康を保持するために、保健師、栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。保健活動班は、医療救護班や巡回精神相談チーム、食品衛生指導班、環境衛生指導班、防疫班等との連携を図る。また、多摩市の編成で不足するときは、東京都へ保健活動班の派遣を要請する。なお、避難所だけではなく、野外テント、車中泊、自宅等へも対策を行う。

○ 避難所における避難環境の整備

避難所では、老若男女、思想・信条、健常であるなしを問わず、様々な被災者が一時的に生活をともにすることとなる。円滑な避難所運営には避難者相互の理解と協力が不可欠であり、プライバシー保護や出入口その他の段差の解消、救護スペースの確保など要配慮者への配慮等も図る必要がある。多摩市は、こうした状況を踏まえ、設備等の改修が必要なものについて、避難所開設予定施設の整備・改修にあわせて設置を図っていく必要がある。

くわえて、防災 DX 等の先進技術を活用していく必要がある。

また、避難者生活の尊厳を確保するための国際基準であるスフィア基準に基づく避難所整備を目指し以下の取り組みを行う必要がある。

- ・ スフィア基準に対応した避難所運営をする場合は、おおむね居室 3.5 m²あたり 1 人とする。
- ・ 避難者 50 人あたり 1 基を基準として、マンホールトイレ等の上下水道の被害に対応したトイレの整備を行う。
- ・ 健康で衛生的な避難所での生活を送るために、簡易ベッド、パーティション、入浴・温水シャワー用設備、清掃・衛生用品、口腔ケア用品を備蓄する。
- ・ スフィア基準への対応した避難所の環境整備などにより、市に求められる備蓄物資の種類や数量が増加する見込みであることから、必要な物資を備蓄できる防災倉庫の増設について、避難所の近傍を中心に候補地の検討を進める。

○ 被害想定を踏まえた在宅避難体制の整備

避難所は、避難者の生活の場であると同時に、物資や情報が集まる「地域避難生活運営センター」としての機能が求められていることから、今後の避難所運営では、在宅・縁故避難者を含む全避難者に公平な支援を提供することが重要である。

防災連絡協議会の設立を推進し、在宅避難者の把握・支援スキームの検討をしていく必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、地域の混乱

○ 巡回パトロールの実施

警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う必要がある。

○ 防犯協会等との連携

災害の状況に応じて、多摩・稲城防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する必要がある。市の関係各部は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する。

3-2 市職員・庁舎・施設等の被災による行政機能及び災害対応能力の大幅な低下

○ 受援体制の整備

広域かつ著しく大規模な震災の発生時において、協定等による他自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、平常時から物資や資器材等の供給などの受入体制、派遣職員宿泊所、集結拠点などの確保・指定等を行うことで受援体制の整備を図る必要がある。

○ 市役所本庁舎、各出張所等におけるバックアップ設備等の整備

市役所本庁舎、各事務所等において、災害によりライフラインが停止した場合でも、FAX・コピー機等、必要最小限の機器が使用でき、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備、対策等について整備強化を図る必要がある。

○ 市施設の新増改築等における防災機能の整備

新増改築・大規模改修に際しては、災害時における施設の役割等を踏まえ、災害時にも利用できるマンホールトイレ・備蓄倉庫の設置などを行う必要がある。

特に市役所本庁舎においては、「市民の暮らしを支え、多摩市の安全を守る拠点としての持続可能な本庁舎」を目指し、災害による大規模停電発生時の災害対策本部等、災害対応拠点の機能確保と72時間を超える長期の停電に対する備えとして、電気、都市ガス、LPガス、再生可能エネルギーのほか、災害時のみならず、通常時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステム等自立分散型エネルギーの導入など、様々なエネルギー源の特性等を踏まえた調査研究を行い、電源の自立化・多重化によるエネルギーの確保を図る必要がある。また、各支援機関を考慮した災害時における必要空間を確保する必要がある。

○ 防災センター等拠点整備

災害予防・災害応急対策及び災害復旧に至る一連の災害対策活動を円滑かつ迅速に実施するため、独立型の防災センターの設置等について調査研究を行う必要がある。

○ 水防活動拠点等整備

災害時には水防活動の拠点、平常時には水防活動用資器材の備蓄や地域の人々のレクリエーションの場として、多摩川堤防付近を活用する方法について、河川管理者と連携して検討していく必要がある。

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

○ 中小事業者の事業継続計画（BCP）の策定支援

地域経済への影響を最小限にとどめ、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、東京都及び事業者団体等と連携し、市内中小事業者の事業継続計画（BCP）策定を支援する必要がある。

○ 緊急道路障害物除去路線の指定・整備

東京都は、災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うため、「緊急自動車専用路、緊急交通路及び緊急輸送ネットワークの路線」を指定し、優先的な整備及び災害時の応急補修、障害物除去を行うこととしている。

多摩市は、東京都指定の路線に多摩市の防災活動上必要な路線を加えた路線を「緊急道路障害物除去路線」として指定しているが、市で指定した路線についても、東京都指定に準ずる整備を行うよう、東京都に要請するとともに、沿道地域の不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑える必要がある。

4-2	有害物質の大規模拡散・流出
<p>○ 立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導 必要に応じて、関係機関・団体等と連携し、危険物・有毒物取扱施設の立ち入り検査を実施し、法令に基づく規制の強化、改善の指導を行うとともに、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるよう指導する必要がある。</p>	
<p>○ 大気汚染防止対策 建物倒壊に伴う有害物質による大気汚染について監視し、汚染された場所について市民への周知を行う必要がある。 事業者に対し、建物解体の際には有害物質の飛散防止に関する指導を行う必要がある。</p>	
<p>○ アスベスト飛散防止対策 建物倒壊に伴うアスベストの飛散については、ごみ・がれき処理マニュアルを作成し、対応について整理する必要がある。 倒壊建物所有者及び解体施工者に対し、建物解体の際には、アスベストの飛散防止に関する指導を行う必要がある。 倒壊建物の解体の際、倒壊建物所有者は、アスベストの飛散防止に努め、解体施工者は、アスベストの飛散防止を図る必要がある。</p>	
<p>○ 放射線使用施設等への対応 都内には原子力施設が存在しないが、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約 220km 離れている東京においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえ、多摩市は状況に応じ、東京都等関係機関と連携しモニタリングや情報提供などの対策を行う必要がある。 関係機関と連携し、市内又は近隣における放射線使用施設や核燃料物質輸送車両の事故に対応するため、必要な対策活動を実施する必要がある。</p>	
4-3	食糧等の安定供給の停滞
<p>○ 食糧等の供給 食糧、生活物資については、発災直後は備蓄品の提供や協定締結団体等からの調達でまかなうとともに、状況に応じて市外部からの調達・救援物資を、地域内輸送拠点等において仕分けて、効率的に被災者へ供給する。その後は、時間の経過とともに、炊き出しや業者委託等により安定的な供給に努める必要がある。</p>	
<p>○ 給水用資機材の整備・強化 ポリタンク、給水タンク、可搬型貯水タンク、可搬型ろ水機、可搬型発電機等、給水用資器材の整備に努めており、引き続き計画的な整備強化を図り、また、応急給水用資器材を活用し、消火栓等を活用した応急給水体制を整える必要がある。</p>	

○ 備蓄の啓発

水、食糧、簡易トイレ、その他生活必需品等について、最低3日分、出来れば1週間分程度を各家庭・事業所において備蓄するよう啓発を図る。また、動物飼養者に対しても、ペットフード等を備蓄するよう啓発を図る必要がある。

○ 被害想定を踏まえた備蓄数量、備蓄倉庫等の再整備

備蓄の内容・数量の見直し、備蓄倉庫の施設再整理、地区防災倉庫の在り方等の検討、大規模備蓄倉庫の建設等を進めていく必要がある。

4-4 農地・公園・緑地等の荒廃による被害の拡大

○ 農地・緑地の保全

残存する農地等緑地に対し、保全のための各種施策の活用や所有者の協力を得ることにより、火災の延焼防止等の機能など、防災上重要な役割を担っている緑の空間やオープンスペースの保全を図っていく必要がある。

また、緑を将来にわたって確保するため、各種保全制度を活用し、重要な緑地等の保全・公有化を推進する必要がある。

○ 公園緑地等の適切な維持管理

公園緑地等は、豪雨時における雨水の流出抑制や土砂流出の防備などの機能を果たしており、こうした緑地等の機能保全のため、維持管理に努める必要がある。

公園や緑地などのみどりや自然環境が有する機能を活用したグリーンインフラを推進していく必要がある。

目標5 情報通信サービス、電気、ガス、上下水道等の被害を最小限に留めるとともに、これらの早期復旧を図る

5-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止とそれに伴う情報収集・伝達機能の大幅な低下

○ 防災行政無線の整備

災害時等に、市民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止など災害対策上非常に重要である。このため、市役所本庁舎に設置される親局から、市内の各地域に設置している子局のスピーカーを通じて、一斉同報放送を行うための防災行政無線システムを整備している。今後も市のすべての地域において、良好な聴取が可能となるよう、既設機器の適正な維持管理に努めるとともに、屋外及び屋内受信機の配置を計画的に進める必要がある。

戸別受信機の導入など新たな情報伝達手段についても研究していく必要がある。くわえて新庁舎建替に向けた対応も必要である。

○ 特設公衆電話の設置

大地震等の大規模災害が発生し、避難所が開設された際に、避難者の通信を確保することを目的として、全避難所及び一時滞在施設へ災害時優先電話となる特設公衆電話の設置に向けた取組みを行う必要がある。

○ 情報通信技術の調査研究

災害時に発生する膨大な情報を適切に管理し、市民に的確な情報を迅速に提供するためには、様々な情報通信技術（ICT）を活用していく必要がある。近年、高速なワイヤレスブロードバンド（無線通信サービス）の整備やクラウドコンピューティングの進展等により情報通信環境が飛躍的に発展し、スマートフォンやタブレット端末等の高機能携帯情報端末の世界的な普及が進んでいるところである。これを踏まえて、今後も災害対策に関するICTの動向に注目し、調査研究を推進していく必要がある。

くわえて、発災直後の情報収集能力を向上させるためドローンの活用を行っていく必要がある。

○ 停電対策

停電時の電源を確保するため、非常用発電機設備等を整備し、常に最良の状態を維持するため保守、点検整備を行う必要がある。

○ 通信・連絡手段の多角化

地域防災無線の整備、防災行政無線の整備、災害時有線電話の指定の拡充、衛星携帯電話等の配備、特設公衆電話の設置、スターリンク（民間企業の災害時でも利用可能な衛星インターネット回線）の活用等を行う必要がある。

○ 民間団体・事業者等との災害時協力体制の確立

災害時に必要となる応急対策活動で、民間協力が必要又は有効な協定未締結事項を洗い出し、関係団体・事業所・大学等に協定締結についての働きかけを行い、応援協力体制の拡充を図っていく必要がある。

○ 地域住民による自主防災体制の強化

災害による被害を軽減するには、自主防災組織や町会・自治会など地域コミュニティの防災体制を強化し、災害時に地域住民が救出・救護や初期消火などの防災活動に積極的に取り組む必要がある。とりわけ、自主防災組織は地域における防災活動の中核を担う存在であり、このため、救出・救助等、防災活動のための資器材助成や研修会等を通じて、自主防災組織の結成促進及び活性化を図る必要がある。

コロナ禍で低迷した活動を再開させ、発展させていく必要がある。

○ ドローンによる被災状況の収集

発災直後の情報収集能力を向上させるためドローンの活用を行っていく必要がある。

5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給・石油・LPガスのサプライチェーン機能の停止
<p>○ 災害時におけるエネルギーの確保</p> <p>電力供給ネットワークの機能停止への備えとして、電気、都市ガス、LPガス、再生可能エネルギーのほか、災害時のみならず、通常時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステム等の自立分散型エネルギーの利用拡大など、様々なエネルギー源の特性等を踏まえた調査研究を行い、災害時における電源の自立化・多重化によるエネルギーの確保に向けた対策を講じていく必要がある。</p> <p>また、太陽光発電のような再生可能エネルギーは、災害時にも発電等が可能なことから、施設の新設や大規模改修といった機会を活用して導入に努めるとともに、再生可能エネルギーとの親和性が高い家庭用燃料電池や蓄電池としても活用できる電気自動車と併せて一般住宅や事業所等への導入促進を図る必要がある。</p>	
<p>○ 燃料事業者等との災害時協力体制の確立</p> <p>災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、東京都石油業協同組合等と協定を締結している。協定の実効性を高めるため、平時における燃料のストック状況、連絡体制、燃料の搬送体制などの構築に努めるとともに、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を指定するなど災害対応力の強化を図る必要がある。</p>	
<p>○ 停電対策</p> <p>停電時の電源を確保するため、非常用発電機設備等を整備し、常に最良の状態を維持するため保守、点検整備を行う必要がある。</p>	
<p>○ 道路、公園、学校等の樹木の倒木の予防</p> <p>暴風による倒木で、電柱の倒壊や電線の断線が発生することを防止するため、日常的な生育管理を適切に実施し、倒木の原因となる枯れ木や衰弱木などを除去する必要がある。</p>	

5-3	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーン維持への甚大な影響
<p>○ 再生可能エネルギーの利活用促進</p> <p>太陽光発電のような再生可能エネルギーは、災害時にも発電等が可能なことから、施設の新設や大規模改修といった機会を活用して導入に努めるとともに、再生可能エネルギーとの親和性が高い家庭用燃料電池や、蓄電池としても活用できる電気自動車等と併せて一般住宅や事業所等への導入促進を図る必要がある。</p>	
<p>○ 水道施設の安全化</p> <p>東京都は、水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化することとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化の着実な推進 ・耐震継手管への取替えの大幅な前倒しの実施 ・バックアップ機能の更なる強化 ・自家発電設備の設置・増強による電力の自立化 <p>多摩市は、避難所の敷地内給水管の耐震化を考慮するとともに、より強固な連携・協力体制を築くために東京都が設置した多摩水道連絡会などを通じ、「災害に強い水道施設の早期整備」を東京都に要望していく必要がある。</p>	
5-4	上下水道等の長期間にわたる供給・機能の停止
<p>○ 給水用資機材の整備・強化</p> <p>ポリタンク、給水タンク、可搬型貯水タンク、可搬型ろ水機、可搬型発電機等、給水用資器材の整備に努めており、引き続き計画的な整備強化を図り、また、応急給水用資器材を活用し、消火栓等を活用した応急給水体制を整える必要がある。</p>	
<p>○ 下水道事業継続計画（BCP）の推進</p> <p>大規模地震等により下水道がその機能を果たすことができなくなった場合には、トイレの機能不全や、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害の発生や雨水排除機能の喪失による浸水被害の発生など、市民の生命・財産に係わる重大な事態が生じるおそれがあることから、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することができるよう「下水道BCP」を推進する必要がある。</p>	
<p>○ し尿収集資器材等の確保及び体制整備</p> <p>災害発生時においても迅速かつ的確にし尿収集・運搬ができるよう、バキュームカー等資器材や人員の維持・確保を図り、災害時における収集・運搬体制の整備に努める必要がある。</p>	

○ 下水道施設の安全化

多摩市上下水道耐震化計画に基づき、重要な下水道施設の耐震化を促進する必要がある。

被災支援ルート確保のため、車両等の通行に支障となる液状化によるマンホールの浮上を防止するため、必要なマンホールの耐震化を行う必要がある。

浸水の防止・浸水被害の軽減・浸水からの早期復旧を目的としたハード・ソフト対策を検討・実施する必要がある。

下水道施設の計画的な維持更新を適切に実施し、下水道施設も健全性を持続させる必要がある。

5-5 交通ネットワークの機能停止

○ 道路の整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、緊急道路障害物除去路線を指定するとともに、多摩市道路整備計画に基づき、重要整備路線の拡幅整備などを行ってきており、今後も引き続き整備に努める必要がある。

○ 橋りょうの維持補修

橋りょうの補強・維持補修については、「多摩市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、耐震性など防災面も考慮し、補強・補修・修繕を行っているところであり、今後も引き続き計画的な補強・補修・修繕に努める必要がある。

○ 民間団体等との連携の強化

災害時における緊急輸送道路を確保するため、緊急車両等の通行の障害となっている車両等の除去業務や災害時の資器材の提供、障害物除去作業に対する労務提供などに関し、民間団体と協定を締結しているが、具体的な活動や連絡体制等について協議を行い、災害時の連携・応援体制の強化を図る必要がある。

○ 緊急道路障害物除去路線の指定・整備

東京都は、災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うため、「緊急自動車専用路、緊急交通路及び緊急輸送ネットワークの路線」を指定し、優先的な、整備及び災害時の応急補修、障害物除去を行うこととなっている。

多摩市は、東京都指定の路線に多摩市の防災活動上必要な路線を加えた路線を「緊急道路障害物除去路線」として指定しているが、多摩市で指定した路線についても、東京都指定に準ずる整備を行うよう、東京都に要請するとともに、沿道地域の不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑える必要がある。

○ 道路、公園、学校等の樹木の倒木の予防

暴風による倒木で、道路が通行不能となる事態を防止するため、日常的な生育管理を適切に実施し、倒木の原因となる枯れ木や衰弱木などを除去する必要がある。

○ 地域内輸送拠点の開設・運営

市外からの広域的な救援物資の受け入れ、保管、仕分、配送を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、地域内輸送拠点を開設し、運営する必要がある。

○ 鉄道事業者等による耐震化

鉄道事業者等に対して、鉄道駅や駅間施設の耐震化を要望することにより、鉄道施設の被害による地域交通ネットワークが分断する事態を防止する必要がある。

○ 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の耐震性確保

地震により緊急輸送道路等、防災上重要な道路の沿道の建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障をきたし、甚大な被害につながるおそれがある。このため、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、沿道の建築物については、震災対策上、重点的に耐震化を図るため、順次対象建築物の把握を進め、東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例や耐震改修促進法に基づく指導、助言を行う必要がある。

○ 無電柱化の推進

電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化など都市防災の一層の向上を図るため、無電柱化の推進に努める必要がある。

○ 下水道施設の安全化

多摩市上下水道耐震化計画に基づき、重要な下水道施設の耐震化を促進する必要がある。

被災支援ルートの確保のため、車両等の通行に支障となる液状化によるマンホールの浮上を防止するため、必要なマンホールの耐震化を行う必要がある。

浸水の防止・浸水被害の軽減・浸水からの早期復旧を目的としたハード・ソフト対策を検討・実施する必要がある。

下水道施設の計画的な維持更新を適切に実施し、下水道施設も健全性を持続させる必要がある。

目標6 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 大規模災害時を想定した処理・処分計画等の整備

- ・多摩市災害廃棄物処理計画に基づく対応

震災等、大規模災害時に大量に発生することが想定されるごみ・がれき等の処理を「多摩市災害廃棄物処理計画」に基づき対応する。また、所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握するとともに、不足が想定されるマンパワーや資器材等を勘案しつつ、災害廃棄物処理実行計画を策定する必要がある。

- ・広域的な災害廃棄物処理体制の構築

災害時の大量のごみ・がれき等を迅速かつ効果的に処理するため、多摩地域の市町村・一部事務組合、特別区及び東京都と連携した広域的な災害廃棄物処理体制を構築する。また、多摩市は相互応援協定を締結している他の自治体との連携を図る必要がある。

- ・民間業者等との協力体制の整備

災害時の大量のごみ・がれき等を迅速かつ効果的に処理するため、協定を結んでいる民間の廃棄物処理事業者等が、災害時に人員、資器材等の確保並びに民間処理施設への受け入れ等、災害時に即時対応できるよう、体制を整える必要がある。

6-2 復旧・復興を担う人材（専門家、ボランティア、技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 災害時におけるボランティア等受入体制の整備

災害時におけるボランティアやNPOなどの市民活動は、行政と異なる立場から被災者の救済や災害の除去に大きな役割を果たすものと期待されている。災害時にボランティア等に広く協力を求めるためには、平常時から市民活動を促進・支援し、行政との信頼関係や連携の仕組みを構築しておく必要がある。このため、多摩市は、これらボランティアやNPOなどとの連携・協力や災害時の受け入れ方法及び活動拠点等について、体制の整備を図っていく必要がある。

○ 専門ボランティアの育成及び連携・協力体制の整備

一定の知識・経験や特定の資格を要するボランティアについては、災害時に即時的対応ができるよう、氏名、連絡先、活動の種類などをあらかじめ把握しておく必要がある。多摩市は、東京都及び関係機関と連携して、これら専門ボランティアの確保、充実を図るとともに、災害時に即時対応ができるよう、受け入れ及び協力体制の確立に努めていく必要がある。

○ 社会福祉協議会との連携

市社会福祉協議会は、災害ボランティアの受け入れ計画の作成及びボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの支援体制を図る。多摩市は、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等の実施に努める必要がある。

○ 円滑な復興への事前準備

震災後速やかに被災者自らが立ち上がり、行政やボランティア、NPOなどの地域を構成する様々な主体と連携、協働を図りながら、多様な復興の課題の解決にあたれるよう、復興まちづくり訓練の実施、震災復興マニュアルの整備などを中心に事前の備えを推進する必要がある。

6-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 地域住民による自主防災体制の強化

災害による被害を軽減するには、自主防災組織や町会・自治会など地域コミュニティの防災体制を強化し、災害時に地域住民が救出・救護や初期消火などの防災活動に積極的に取り組む必要がある。とりわけ、自主防災組織は地域における防災活動の中核を担う存在であり、市は、救出・救助等、防災活動のための資器材助成や研修会等を通じて、自主防災組織の結成促進及び活性化に取り組むことで、地域の防災力向上につなげる必要がある。

○ 巡回パトロールの実施

警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う必要がある。

○ 防犯協会等との連携

災害の状況に応じて、多摩・稲城防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する必要がある。多摩市の関係各部は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する。

6-4 災害による地形の変化により土地の境界が不明瞭になり、復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 地籍調査の推進

地籍調査を行うことにより、災害による地形の変化が生じても元の境界を復元することが可能なため、地籍調査を推進する必要がある。同様に、地図混乱地域については、法務局と連携し、法務局地図作成事業を推進する必要がある。

※国・東京都で推進する事業名に変更があった場合には、事業名を読み替えて運用するものとします。



多摩市

多摩市国土強靱化地域計画

令和3（2021）年11月 発行
令和6（2024）年3月 改定
令和7（2025）年3月 改定
令和8（2026）年3月 改定

発行 多摩市 〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1 TEL.042(375)8111(代表)
編集 企画政策部企画課
頒布価格 120円

印刷物番号

7 - 4 9